(2)　第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給に要した費用（当該電気の供給に係る電気の量によって変動するものに限る。）の合計額を当該電気の供給に係る電気の量を合計した量で除して得た額

ロ　全ての一般送配電事業者のイに掲げる額を平均した額として経済産業大臣が告示する額

第二十八条　離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であって離島に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

2　離島におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

第二十九条　特定供給者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該特定供給者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条第一項に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

第五章　届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第三十条　第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	原価等	届出原価等
第四条第三項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四条第四項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第一項	様式第一第二表及び様式第二第二表	様式第一第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	事業報酬総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、特定固定資産	特定固定資産
第五条第三項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第七条第三項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第七条第四項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

2　法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系設備特別報酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする一般送配電事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあっては、その算定をすることができない。

3　第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	必要である	変動する
第三条	原価等	変分届出原価等
第四条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの
第四条第三項	営業費項目	変分営業費項目
	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四条第四項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第四項各号、第五条第三項各号及び第七条第四項	合計額	変動合計額
第五条第一項	様式第一第二表及び様式第二第二表	様式第一第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	事業報酬総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、特定固定資産	特定固定資産
	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの
第五条第二項及び第三項	レートベース	変分レートベース
第五条第三項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第三項第四号	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの変動額
第五条第三項第四号、第七条第三項及び第四項並びに第八条第一項	控除収益項目	変分控除収益項目